

ID: 381

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	長門市宗頭プール管理規則 第3条第2項		
例規番号	平成17年教育委員会規則第34号		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第3条 プールは、学校又は社会教育に関する行事のほか、センターの管理運営に支障がないと認めるときであって市に居住するものに限り使用することができる。</p> <p>2 プールを使用しようとするものは、あらかじめ委員会又はセンターの所長(以下「管理者」という。)の許可を得なければならない。</p> <p>3 管理者が特にプールの使用を認めた場合は、第1項の規定にかかわらず使用することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (許可の制限) 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認められるとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日